

計画作成年度	令和5年度
計画主体	神奈川県 平塚市

平塚市鳥獣被害防止計画

(計画期間：令和6年度から令和8年度まで)

<連絡先>

担当部署名 平塚市産業振興部農水産課
所在地 神奈川県平塚市浅間町9番1号
電話番号 0463-35-8103
FAX番号 0463-35-8125
メールアドレス nosan@city.hiratsuka.kanagawa.jp

計画の策定に当たって

近年、農山漁村地域において野生鳥獣による農林水産業等への被害が深刻な状況にあり、本市においても西部地区を中心に、イノシシやニホンジカ等による農作物被害等が引き続き発生しています。この被害は、農業者の営農意欲の低下を招くだけでなく、離農へのきっかけにもなっています。

このため、本市では、野生鳥獣による被害を防止し農業の継続的な発展を図るため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）」に基づき、農業者を含めた市民、関係機関及び行政が連携し、一体となって対策に取り組む「平塚市鳥獣被害防止計画」を策定します。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	獣類：イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ 鳥類：カラス、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	神奈川県 平塚市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
イノシシ	稲、野菜、イモ類、豆類、果樹	2.64	1,679
ニホンジカ	イモ類、果樹	0.09	456
ハクビシン	豆類、野菜	0.15	1,635
アライグマ	果樹、野菜	0.01	96
タヌキ	野菜	0.00	33
アナグマ	イモ類	0.01	96
鳥類	稲、野菜、豆類、果樹	0.34	3,705
合計		3.24	7,701

※「令和4年度野生鳥獣による農作物被害調査結果（神奈川県自然環境保全課）」による。

※被害面積(ha)は、四捨五入により合計が突合しない。

参 考

年度	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
令和元年度	2.99	1,518
令和2年度	6.66	9,296
令和3年度	4.26	10,418

※「令和元～3年度野生鳥獣による農作物被害調査結果（神奈川県自然環境保全課）」による。

(2) 被害の傾向

○イノシシ

市西部において農作物への被害のほか、農地の掘り起こしや畦畔の崩壊等、農業に深刻な影響を及ぼしている。また、農地のみならず住家付近でたびたび目撃されており、交通事故等の生活被害も懸念される。

なお、高根及び土屋地区に複数の農地を防護する広域の侵入防止柵（以下「侵入防止柵」という。）を設置した結果、農作物被害が減少するとともに、捕獲が効率的に行えるようになったが、未設置地区では被害が高い水準にある。

○ニホンジカ

主に土屋地区や吉沢地区にて目撃実績があり、果樹等への被害が発生している。また、農地のみならず住宅付近でたびたび目撃されており、交通事故等の生活被害も懸念される。

○ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ

市街地を含め、市内の広範囲に生息が確認されており、トウモロコシやラッカセイ、ブドウ、イチゴ等への被害が発生している。また、家屋や家庭菜園への侵入等、生活被害も発生している。

○鳥類

市街地を含め、市内の広範囲で群れを成して農地や住宅地へ出没し、トウモロコシや豆類、果樹等の農作物や生活環境への被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	7,701（千円）	6,930（千円）
被害面積	3.24（ha）	2.91（ha）
被害減少率		被害金額又は被害面積 10%以上削減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○ニホンジカ 県ニホンジカ管理計画に基づき、捕獲を実施。 箱わな設置、管理及び止刺は市が委託する猟友会が実施。	土屋、金目地区に出没しており、鳥獣を引き寄せない環境整備が必要である。
	○イノシシ 市の許可により、被害予察による捕獲を実施。	豚熱の影響で一時的に生息数は減少しているが、効果的な捕

	箱わな設置、管理及び止刺は市が委託する猟友会が実施。	獲が必要である。
	○ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ 市の許可・届出により、生活農業被害による捕獲を実施。 わな設置は、主に申請者、止刺は市が委託する業者が実施する。	市内広域に被害が発生している状況で、効果的な捕獲や防除の対策が必要である。
	○カラス 市の許可により、被害予察による捕獲を実施。 檻設置管理及び止刺：農業者及び市が委託する業者	捕獲実績はあるが、未だ被害が多く発生している。効果的な捕獲や防除の対策が必要である
	○スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ 市の許可により、樹木や電柱等の管理者が生活被害による捕獲を実施。	捕獲実績はあるが、未だふん害等の被害が発生している。
防護柵の設置等に関する取組	○既存侵入防止柵の維持管理 侵入防止柵を設置した高根地区、土屋地区の維持管理を地域団体と協力して実施。	侵入防止柵の効果的な設置及び適切な維持管理を実施していく体制の構築が必要である。
生息環境管理その他の取組	○有害鳥獣被害防止対策の促進 農家による自主防除を促進するため、防除資材購入費の一部を補助。	農家による積極的な自主防除の取組をより一層拡大していく必要がある。

(5) 今後の取組方針

○生息環境管理 聞き取り調査等により市内の鳥獣被害及び生息状況を把握するとともに、農業被害のみならず生活被害についても、関係機関と連携を密にして対策を講じ、鳥獣の隠れ家となる藪の解消や鳥獣の餌となる放棄果樹の除去など、地域ぐるみで鳥獣を引き寄せない環境を整備する。

- 個体数管理
捕獲檻やくくりわなの適切な維持管理を行い、捕獲体制の充実を図る。また、捕獲委託事業者と連携しながら効果的な捕獲を実施する。
- 被害管理
防護柵設置のために調査を行い、効果的に設置する。
農業被害の防止に繋がる被害防止用資材等の補助事業の活用を促す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 実施隊や各関係機関等と連携し捕獲を実施する。
- イノシシ、ニホンジカ
わなを使用した捕獲を実施する。わなは地域の要望や被害状況等に応じて、十分な安全が確保された場所に設置する。わなの維持管理については、捕獲委託事業者、農業者及び地域住民等と協力して行い、継続した捕獲体制づくりに努める。
 - ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ
わなを使用した捕獲を実施する。わなは被害状況等に応じて設置する。
 - 鳥類
カラスについては、市が委託するカラス対策組合や業者等がわなを使用した捕獲を実施する。カラス以外の鳥類については、自主防除の支援を中心に対策を実施する。
- ※銃器による捕獲については、近隣住民の安全を考慮し原則実施しない。ただし、鳥獣が市民の安全に影響を及ぼす可能性がある場合等、必要に応じて関係機関と十分協議、検討の上、実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度から 令和8年度まで	イノシシ、ニホンジカ、 ハクビシン、アライグマ、 タヌキ、アナグマ、カ ラス	・農業者や地域住民の自主的な 捕獲に対する支援 ・鳥獣対策の研修会実施
	スズメ、ムクドリ、ヒヨ ドリ	・自主防除への助言

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設置の考え方	
○イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、カラス	近年の出没状況及び被害状況を考慮した上で捕獲数等を設定し捕獲を実施する。
○ニホンジカ	神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、生息状況や被害状況を考慮した上で、管理捕獲を実施する。
○アライグマ	神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、生息状況や被害状況を考慮した上で、管理捕獲を実施する。
○スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ	出没状況及び被害状況が拡大した場合には、今後設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	50頭	50頭	50頭
ニホンジカ※	15頭	15頭	15頭
ハクビシン	25頭	25頭	25頭
アライグマ	95頭	100頭	105頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
アナグマ	20頭	20頭	20頭
カラス	400羽	400羽	400羽

※ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定める。

〈参考〉これまでの捕獲実績

(実施隊及び市が委託した業者等が捕獲した頭数・羽数のみ記載)

対象鳥獣	捕獲頭数・羽数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	40頭	50頭	25頭

ニホンジカ※	7頭	2頭	4頭
ハクビシン	10頭	25頭	10頭
アライグマ	71頭	68頭	50頭
タヌキ	34頭	35頭	29頭
アナグマ	5頭	7頭	7頭
カラス	245羽	305羽	122羽

※カラスの4年度の捕獲羽数は、下半期わなが故障したため、上半期分とする。

捕獲等の取組内容（有害個体の捕獲）

年間を通してわなによる捕獲を市内全域で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし。

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	該当なし。 （権限委譲済：イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、鳥類）

4. 防護柵の設置等に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	必要に応じた侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵又は電気柵）設置の検討	必要に応じた侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵又は電気柵）設置の検討	管理体制の整った地域への侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵又は電気柵）の設置

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・設置した防止柵やわなの適切な維持管理 ・農業者及び地域住民と連携した地域ぐるみの維持管理体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置した防止柵やわなの適切な維持管理 ・農業者及び地域住民と連携した地域ぐるみの維持管理体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置した防止柵やわなの適切な維持管理 ・農業者及び地域住民と連携した地域ぐるみの維持管理体制づくり

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥獣を寄せ付けない環境づくりの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の生態や適切な被害防止対策の方法に関する講習会を開催し、農業者や地域住民に対して知識普及を図る。 ・餌場となる放置果樹の除去や隠れ家となる藪の刈払いの実施等、鳥獣を寄せ付けない環境づくりに必要な対策を、地域が主体的に実施できるように支援を行う。 ○自主防除の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵等による自主的な防除対策等を推進するため、必要となる資材購入への補助事業の周知を図り、活用を促す

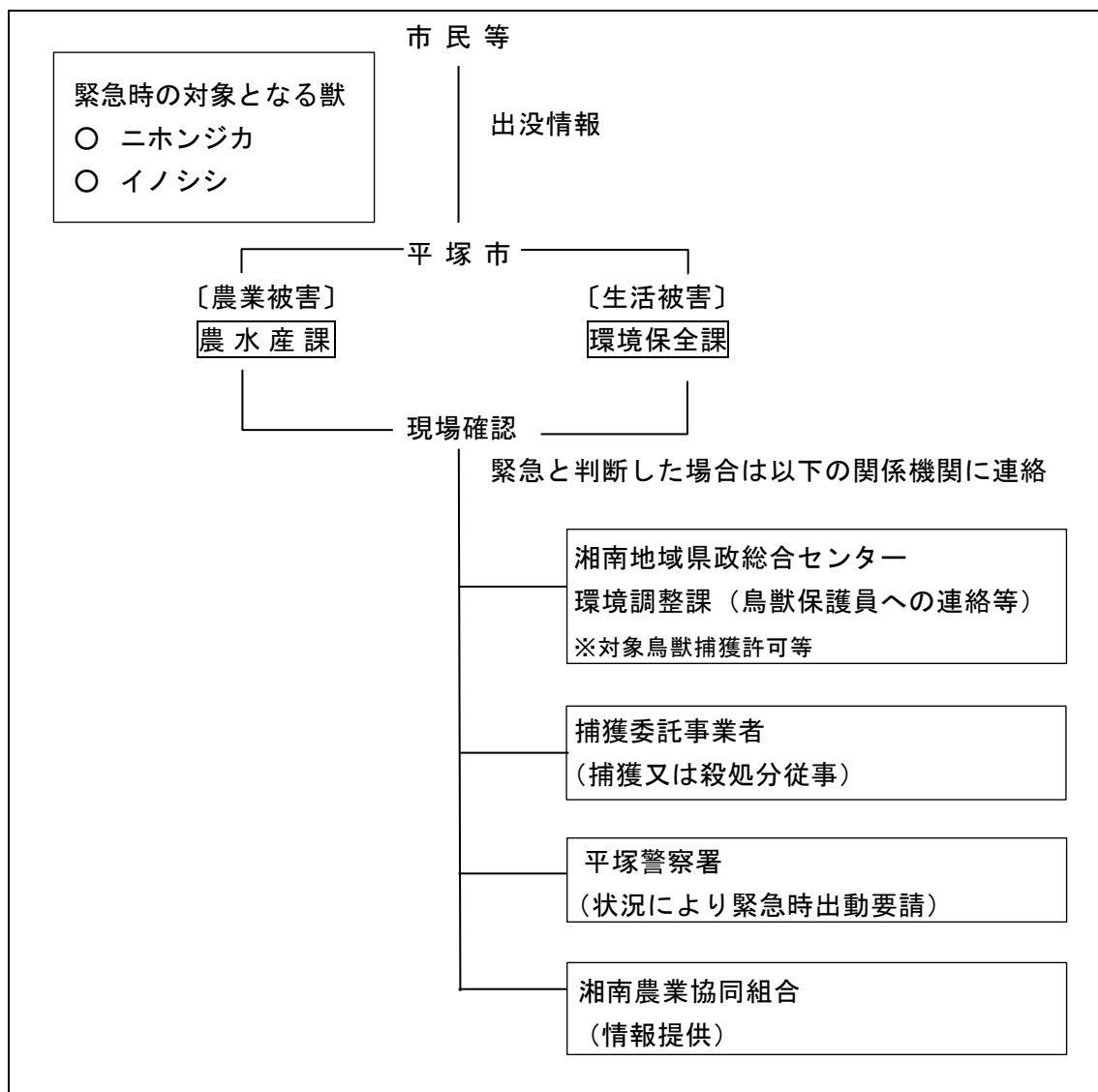
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
平塚市	関係機関との連絡調整、住民への情報提供及び注意喚起
湘南農業協同組合	農業者との連絡調整
捕獲委託事業者	捕獲の実施

下吉沢カラス対策組合	捕獲の実施
平塚市有害鳥獣対策協議会	関係機関との連絡調整
湘南有害鳥獣対策協議会	情報の共有
神奈川県湘南地域県政総合センター —環境部環境調整課	情報の共有
神奈川県警察平塚警察署	住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲後速やかに埋設又は焼却処分を行うこととする。
 なお、ニホンジカ及びイノシシについては、可能な限り捕獲実施者等による自家消費も行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状では実施隊会員関係者が自家消費することがある。今後は捕獲委託事業者と利用方法について協議していく。
ペットフード、皮革、その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	現状では利用していないが、今後は捕獲委託事業者と利用方法について協議していく。

(2) 処理加工施設の実施体制

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称 「平塚市有害鳥獣対策協議会」

構成機関の名称	役割
平塚市（農水産課・環境保全課）	協議会事務局、被害対策支援・鳥獣被害防止計画策定、関係機関調整
湘南農業協同組合	被害対策支援、被害調査
捕獲委託事業者	有害鳥獣等の捕獲、捕獲檻見回り
下吉沢カラス対策組合	カラスの捕獲、捕獲檻見回り
農業者	農作物被害報告、捕獲檻見回り

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県湘南地域県政総合センター環境	被害状況集計、情報提供

部環境調整課	
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課平塚駐在事務所 (かながわ鳥獣被害対策支援センター)	対策提案、対策指導、技術支援、 情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成28年3月に鳥獣被害対策実施隊を設置。</p> <p>構成員は、設置要綱に基づいた市長が任命又は委嘱する市職員、湘南農業協同組合職員が推薦する者、平塚市有害鳥獣対策協議会会長が推薦する者で、多様な人材を活用している。</p> <p>被害防止施策として、鳥獣の捕獲及び捕獲体制の整備に関する事、鳥獣被害防護柵の設置に関する事、鳥獣による被害及び生息状況の調査に関する事、鳥獣の被害防止技術等の向上及び普及指導に関する事、人的被害の防止等を目的とした緊急出動に関する事等を行う。</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>今後、有害鳥獣による被害の拡大が見られる場合は、協議会の構成機関や関係機関と連携し、構成員の追加や役割の再検討を行い、体制の強化を図る。</p> <p>なお、広域的な連携を必要とする取組は、「湘南有害鳥獣対策協議会」において、引き続き取り組んでいくものとする。</p>

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>この計画に記載した事項以外の捕獲、防除方法等について、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討・実施する。</p>
--